

# 令和 8 年度

## 益城町有財産売払一般競争入札説明書

益城町が行う町有財産売払一般競争入札に参加される方は、本説明書の内容を承知のうえ、  
入札に参加してください。

### 目次

1. 一般競争入札参加要領 . . . . . P1～P7
2. 物件調書 . . . . . 【別添 1】
3. 益城町普通財産売買契約書（見本） . . . . . 【別添 2】
4. 入札関連様式 . . . . . 【様式 1～6】

益城町総務課管財係  
〒861-2295  
熊本県上益城郡益城町大字宮園 702 番地  
TEL : 096-286-3111  
FAX : 096-286-4523

1 日程

手続き等	期間・期日等	留意事項等
入札公告	令和8年6月22日(月)	
質問の受付期間	令和8年6月22日(月)から令和8年7月21日(火)午後5時まで	様式は任意、必着 (持込、書留郵送 又はFAX)
質問に対する回答	令和8年7月31日(金)までに回答	町ホームページに 随時公表
入札参加申込 受付期間	令和8年6月22日(月)から令和8年8月17日(月)午後5時まで	持込又は書留郵送 (必着)
入札参加資格の 確認結果	令和8年8月28日(金)までに発送	郵送にて通知
入札保証金納付	令和8年9月1日(火)から令和8年9月24日(木)午後2時まで	
入札期間	令和8年9月1日(火)から令和8年9月24日(木)午後5時まで	持込又は書留郵送 (必着)
開札	令和8年9月25日(金)午前10時	立会いは任意
契約保証金納付 及び契約締結	令和8年10月26日(月)午後2時まで	
売買代金納付	契約締結の日から60日以内	
物件の引き渡し	売買代金完納時	引渡しは現状有姿 のまま
所有権移転登記	物件の引き渡し後、益城町が行う	登録免許税等の費 用は落札者負担

2 売買物件

物件番号	所在地	地目	面積	予定価格(最低入札価格)
1	益城町大字宮園字辻689番1	宅地	201.87㎡	5,737,000円

### 3 入札参加資格

本入札には、次のいずれかに該当する場合を除き、個人、法人を問わず参加することができません。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）上契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当する者。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づき同法第 5 条「観察処分」を受ける団体及びその関係者。
- (4) 益城町の行った普通財産の売払いに関し、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者及び正当な理由がなくて契約の締結をしなかった者で、その事実があった日から 2 年間の経過していない者。
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町職員。
- (6) 町税等の滞納がある者。
- (7) その他、町長が一般競争入札に参加させることが不適當と認める者。

### 4 入札参加申込の方法

#### (1) 申込みの受付

##### ① 受付期間

令和 8 年 6 月 22 日（月）から令和 8 年 8 月 17 日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

※最終日午後 5 時必着

##### ② 受付場所

益城町役場総務課管財係（役場 2 階）

〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園 702 番地

##### ③提出方法

持込又は書留郵送により提出すること

#### (2) 申込みに必要な書類等

##### ① 町有財産売払一般競争入札参加申込書（様式 1）

##### ② 証明書類

個人：住民票（本籍・続柄・マイナンバーの記載がないもの、3 か月以内に発行されたもの）

印鑑証明書（3 か月以内に発行されたもの）

身分（身元）証明書（本籍地の市町村で発行しています）

法人：印鑑証明書（3 か月以内に発行されたもの）

法人登記簿謄本（3 か月以内に発行されたもの）

##### ③ 納付すべき市区町村税の未納がない証明書

##### ④ 誓約書（様式 2）

(3) 共有名義で参加する場合

共有名義で入札に参加する場合は、共有者全員をもって1者として取り扱います。共有者のうち1名でも参加資格を満たさない場合は参加できません。

提出書類は、様式1及び様式2に共有者全員を記載し、共有者全員が実印で押印してください。添付する証明書類（住民票／印鑑証明書／身分（身元）証明書〔個人〕、登記簿謄本／印鑑証明書〔法人〕）及び「市区町村税の未納がない証明書」は、共有者全員分を提出してください。

## 5 質問及び回答

物件等に対する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年6月22日（月）から令和8年7月21日（火）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

※最終日午後5時必着

(2) 提出方法及び書式

書式は任意とします。質問者の氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）、連絡先（電話番号）、対象となる物件番号、質問内容を簡潔に記載し、益城町総務課管財係へ持込、書留郵送又はFAXのいずれかの方法により提出してください。

（※FAXの場合は、送信後に電話で着信確認をお願いします。）

(3) 回答方法及び期日

提出された質問に対する回答は、令和8年7月31日（金）までに、益城町ホームページ上に掲載して公表します。

（※質問者への個別の回答は原則として行いません。）

## 6 入札参加資格の決定

提出された書類等に基づき入札参加資格の有無を審査し、その結果を「町有財産売払一般競争入札参加申込書（様式1）」の【町記入欄】に記載の上、同書の写しを郵送することをもって、入札参加資格決定の通知とします。

※参加資格の確認結果（写し）は、令和8年8月28日（金）までに発送します。

## 7 現地確認

物件の引渡しは現状有姿（※）のままとしますので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認を行い、物件を熟知したうえで入札してください。

なお、現状と物件調書の内容が異なる場合、現状を優先しますので御了承ください。

※現状有姿とは・・・土地の境界、埋設物及び土壌汚染等の調査並びに工作物及び立竹木等の撤去は、益城町では行いませんので、必要があれば落札者自らの負担で処理していただくこととなります。

## 8 入札保証金

### (1) 入札保証金の納付

入札に参加する前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する金額を、指定金融機関の口座に振り込んでください。なお、振込手数料は入札参加者の負担となります。

指定金融機関	肥後銀行 木山支店
口座種別	普通
口座番号	10017
口座名義	マシキマチカイケイカンリシヤ 益城町会計管理者

### (2) 注意事項

- ① 入札保証金は、令和8年9月24日（木）午後2時までに、入札者名義（共有名義の場合は、代表者名義）で振込みをお願いします。
- ② 入札保証金の納付の際は、納付者、納付金額及び納付年月日を事前に担当者（総務課管財係 Tel：096-286-3111）までご連絡ください。
- ③ 入札保証金の額が不足する場合（入札金額の100分の5に満たない場合）は、後段「9（2）」の規定により、提出された入札書は無効となりますので、金額の計算間違い等には十分ご注意ください。
- ④ 落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に返還の手続きを行います。なお、返還手続きに2週間程度の期間を要しますのでご了承ください。また、その受入期間について利息は付けません。
- ⑤ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部として充当します。

## 9 入札

### (1) 入札期間等は次のとおりです。

- ① 入札期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月24日（木）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）  
※最終日午後5時必着
- ② 入札方法 持込又は書留郵送により提出すること
- ③ 提出書類
  - ・入札書（様式3）
  - ・委任状（様式4） ※代理人が入札する場合のみ
  - ・入札保証金還付請求書（様式5）

- ④ 注意事項 入札書（様式 3）は必要事項を記入後、別添の様式 6「入札書封入封筒例」を参考に封筒に入れ、封印してください（これを内封筒とします）。  
郵送で提出する場合は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きのうえ、封印した内封筒とその他の提出書類（様式 4、様式 5 等）を同封して郵送してください。  
※持参（持込）の場合も、封印した内封筒とその他の提出書類をあわせて提出してください。

(2) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 入札に参加する際に提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 開札

(1) 開札日時等

- ①日時 令和 8 年 9 月 25 日（金）午前 10 時
- ②場所 益城町役場 2 階 会議室 2-4

(2) 開札の立会い及び必要書類

開札への立会いは任意です。開札時において、入札者（代理人を含む。以下同じ。）が開札会場に会場に到着していない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 1 項の規定により、当該入札事務に関係のない町職員を立ち会わせて開札を行います。

なお、開札に立ち会う場合は、本人確認等を行うため、当日に該当する区分の書類等をすべて持参してください（※不要と記載があるものを除く）。印鑑は、同額くじ引きとなった場合に使用します。

ア 入札者本人が立ち会う場合

- ・入札参加資格確認結果通知（町から送付した「様式 1」の写し）
- ・入札者本人であることを証明する身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・入札書に押印した実印

イ 代理人が立ち会う場合

- ・入札参加資格確認結果通知（町から送付した「様式1」の写し）
- ・委任状（様式4）（※入札時に、立ち会う代理人の委任状を提出している場合は不要）
- ・代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑）
- ・代理人本人であることを証明する身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

(3) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、益城町があらかじめ公表している予定価格（最低入札価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とし、落札者のみに連絡します。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

物件の所在地、落札者及び落札金額等の入札結果については、益城町ホームページにより公表します。（落札者については「個人」又は「法人」と表記します）

## 11 契約の締結

(1) 契約手続き

落札者決定後、落札者に対して契約手続きに関する案内（通知）を行うとともに、契約に必要な書類を郵送等により送付します。

(2) 契約の締結

① 契約の締結期限

落札者には、益城町が指定した売買契約書により、令和8年10月26日（月）午後2時までに売買契約を締結していただきます。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、入札保証金は益城町に帰属します。

② 契約保証金の納付

契約を締結する際には、売買代金の100分の10以上の契約保証金をお支払いいただきます。なお、納付済の入札保証金は契約保証金の一部として充当します。

③ 費用の負担

売買契約書に貼付する収入印紙（1枚）は、落札者の負担となります。

（売買契約書のうち収入印紙を添付したものを町、収入印紙がないものを落札者が保有します。）

④ 契約保証金は、その受入期間について利息は付けません。

## 12 売買代金の支払い

売買代金は、契約締結の日から60日以内に納付していただきます。納付済の契約保証金は売買代金の一部として充当しますので、売買代金と契約保証金の差額を納付してください。なお、期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合は、契約保証金は益城町に帰属します。

### 13 所有権の移転等

#### (1) 売買物件の引き渡し

売買物件の所有権は、売買代金全額の支払が完了したときに移転するものとし、現状有姿のまま引き渡します。

#### (2) 所有権の移転登記

- ① 所有権の移転登記は、売買代金完納後、益城町が行います。なお、土地の所有権の移転登記に係る登録免許税（不動産価格の1000分の15）等、登記に要する費用は落札者の負担となります。
- ② 物件の所有権移転登記前に、落札に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

### 14 その他

- (1) 売買契約締結後に、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除請求をすることはできません。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、土地についての契約不適合に限り物件引渡しの日から2年間、売買代金の減額のみを責を負うものとします。
- (2) 建物の建築等の際には、建築基準法等の関係法令、熊本県の条例等による制限や負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関に相談のうえ、内容の確認をお願いします。
- (3) この要領に定めのない契約に関する事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び益城町財務規則等関係例規によるほか、益城町の指示によることとします。
- (4) 本物件については、売買契約書において、契約締結の日から10年間、暴力団の事務所その他これに類する用途に供することを禁止する特約があります。また、当該期間内に所有権を第三者に移転し、又は貸し付ける場合は、当該義務を承継させる必要があります。詳細は別添2の益城町普通財産売買契約書（見本）をご確認ください。